

横井かつのりと市政を語る会規約

(名称)

第1条 本会は、「横井かつのりと市政を語る会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、弥富市子宝六丁目457番地に置く。

(目的)

第3条 本会は、明朗で清潔な政治の確立と住民福祉の向上をはかる政治の推進を希望する人たちをもって組織し、あわせて会員相互の親睦と研修を積み重ねることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の諸活動を行う。

- 1 政策研修、座談会等の開催
- 2 会員相互の親睦に関する事業
- 3 その他、本会の目的達成のため必要な事業

(会員)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同し、入会申込書の提出をもって会員とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 幹事長 1名
- 4 幹事 若干名
- 5 事務局長 1名
- 6 会計責任者 1名
- 7 会計職務代理人 1名
- 8 代表監事 1名
- 9 監事 2名

(役員を選出及び任期)

第7条 役員は、総会において選出する。

- 2 役員任期は、原則2年であるが、事故なき場合は継続するものとする。

(会議)

第8条 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じて臨時総会を開催する。

- 2 会長は、必要に応じて役員会を招集する。

(経費)

第9条 本会の経費は、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度及び会計監査)

第10条 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

- 2 年1回監事による会計監査を行う

(規約の改廃)

第11条 この規約の改廃は、総会において決定する。

(雑則)

第12条 この規約に定めなき事項については、役員会に諮って決定する。

附 則

この規約は、令和元年10月1日から施行する。